

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画の対象範囲と分野構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成
- 6 計画の推進主体
- 7 前計画の評価



霞ヶ浦

1 計画策定の背景

本市では、平成17年10月1日に施行した「石岡市環境基本条例」に基づき、平成25年3月に「石岡環境スタイル(環境基本計画)」を策定し、「人と自然が調和し生活環境が充実したまちへ」を基本目標とした、環境の保全と創造のための施策を推進してきました。

豊かさや便利さへの追求が引き起こす環境問題は、本市に限らず世界規模で急速に進み、特に地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から50年余り、環境関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。しかし、昨今では地球温暖化を始めとする気候変動問題は、世界規模での対応が求められていて、地球上に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題となっています。

我が国においても、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有されました。また、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

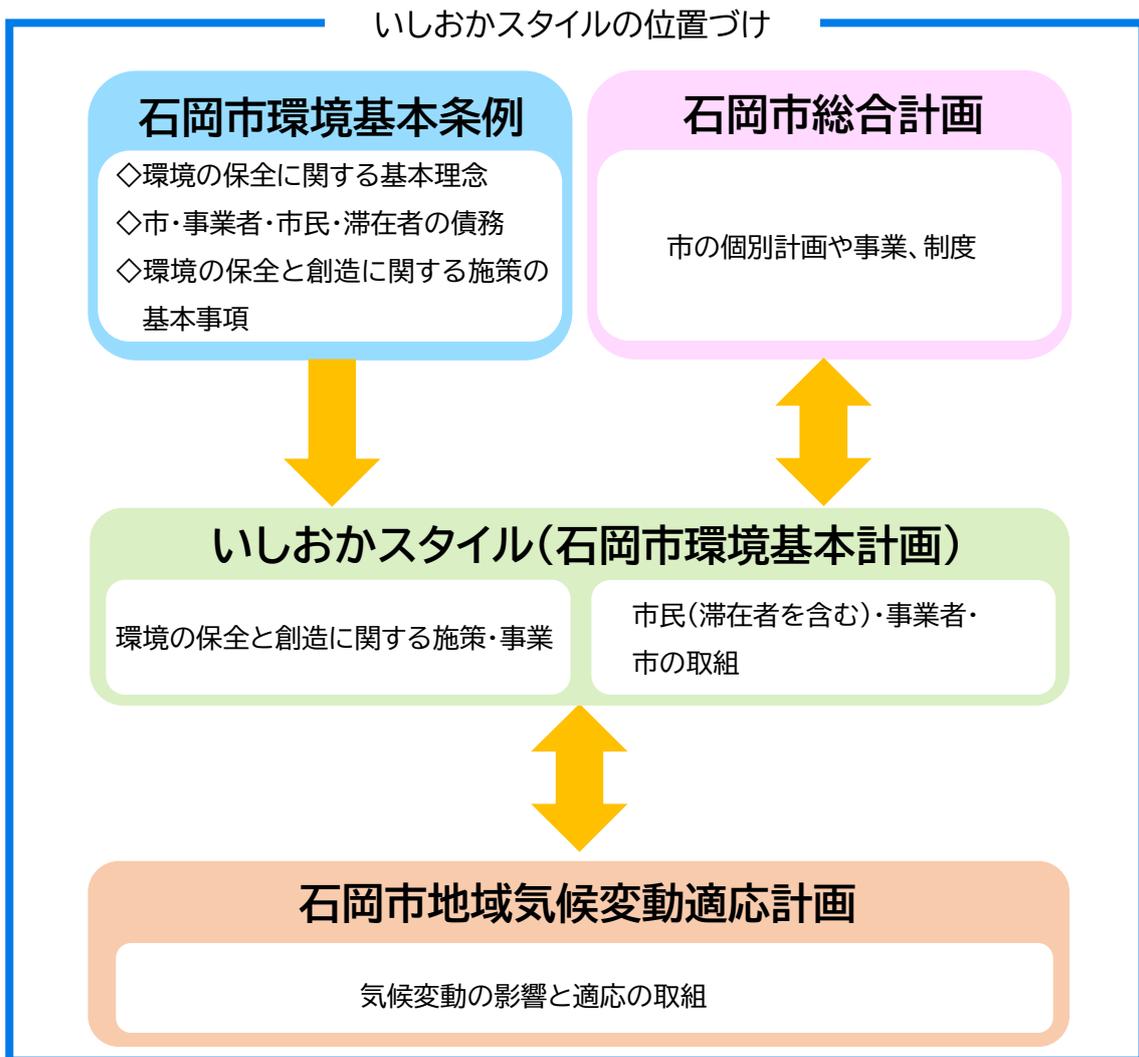
日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年(平成30年)4月に閣議決定された第五次環境基本計画において、「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏」の創造がうたわれるなど環境に対する考え方・姿勢は、大きな転換期を迎えています。また、同年6月には「気候変動適応法」を公布、11月には「気候変動適応計画」を閣議決定しました。本市では、このような大きな転換期に対応すべく、社会に求められている環境の変化や、環境を取り巻く社会情勢の変化に対応した、新たなステージへと進むことが求められています。安全で快適な生活を営むために、健全で豊かな環境の恵みを未来の世代に引き継いでいく責務を担い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくとともに、脱炭素社会の実現、気候変動適応策の推進を目指すため、市民(滞在者を含む)・事業所・行政が協力して取り組む「いしおかスタイル(以下「本計画」という。)」を策定することとしました。

2 計画の位置づけと役割

本計画は、上位計画である石岡市総合計画の将来像・政策目標を実現していくうえで、市の環境に関連する施策について、環境の面から、現況及び市民(滞在者を含む)・事業所・行政が協力して取り組むべき課題を抽出して整理し、将来的に上位計画である石岡市総合計画に継承(連動)させるための基盤づくりとして位置づけます。

良好な環境を保全し創造していくためには、市民(滞在者を含む)・事業所・行政の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、市民(滞在者を含む)・事業所・行政の各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、良好な環境の保全と創造に関する取り組みの方向を示し、行動の指針とするものです。



3 計画の対象範囲と分野構成

対象とする環境の範囲は、本市を中心とする地域の環境から、より広域である地球環境までを含みます。

また、対象とする環境を、地域の自然を主な対象とした「自然環境」、日常生活を主な対象とした「生活環境」、より広域的な環境を対象とした「地球環境」に分類し、それぞれを構成する環境要素について整理しました。

自然環境	生物多様性(動植物)、森林、農地、水辺、公園・緑地、 歴史的・文化的環境
生活環境	大気環境(大気、悪臭、騒音・振動)、土壌、地下水、地盤沈下、 水環境(河川・湖沼、環境衛生等)、有害化学物質、 環境教育・環境学習
地球環境	地球温暖化対策、気候変動適応策、再生可能エネルギー、 省資源、省エネルギー、循環型社会(廃棄物、リサイクル)

また、自然環境、生活環境、地球環境それぞれの分野について、スローガンとして施策の柱を設け、その実現に向け施策を策定しました。

4 計画の期間

本計画の基本的な目標の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の構成

本計画は、第1章から第6章までで構成し、内容については次のとおりとします。

第1章 基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定め、前計画の環境指標の評価を行いました。

第2章 環境の現状

本市の地域概況と自然環境、生活環境、地球環境と循環型社会の3つの分野に分けて環境の現状を整理しました。また、環境教育・環境学習では、市内の小中学校で行われている環境に関する取り組み・活動に関しての実態調査結果と、小中学生の環境に対する意識調査(アンケート)の結果をまとめました。

第3章 計画の目標と施策体系

石岡市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本市の望ましい環境将来像と環境分野別の3つの施策の柱を定め、基本目標、施策の柱、施策及び関連事項との関係を体系化しました。

第4章 リーディングプロジェクト

計画を推進していくうえで、全体を先導していく施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取り組みを示しました。

第5章 環境施策と市民(滞在者を含む)、事業所、行政の取り組み

施策の将来像達成に向け、現況の概要、課題、施策の目的を明らかにするとともに、各主体の取り組み・役割分担を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、別途環境指標を示しました。

第6章 計画の推進・進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、本市のすべての市民(滞在者を含む)・事業所・行政とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1)市民(滞在者を含む)の役割

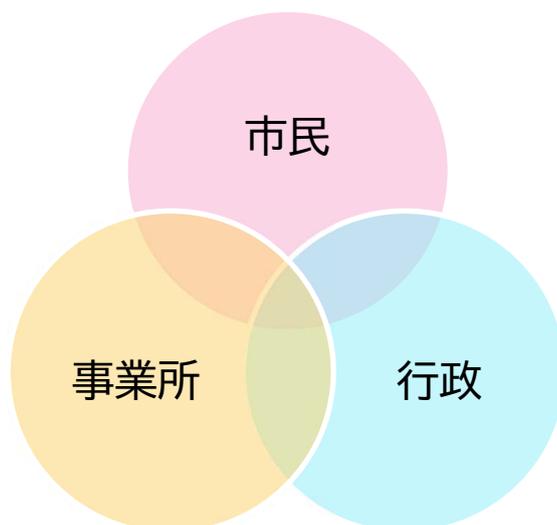
市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出、気候変動による適応策など環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(2)事業所の役割

事業所は、従業員も含めた事業所全体で、事業活動に伴う公害の防止はもとより、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、緑化の推進、気候変動による適応策、その他環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策や環境学習への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3)行政の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全と創造に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業所が行う環境保全活動を支援します。



7 前計画の評価

前計画では、平成22年度又は23年度を基準年度とし、令和3年度の目標値を掲げて取組を推進してきました。令和2年度の環境目標の達成状況は、「達成」が18指標、「現状値(H22又はH23年度)に比べ維持・向上」が3指標、「現状値(H22又はH23年度)に比べ低下」が11指標、「評価対象外」が4指標でした。

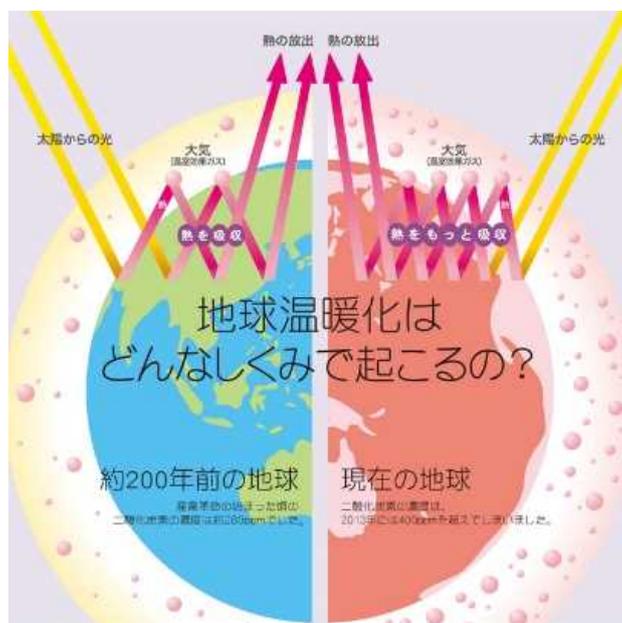
◎目標値を達成 ○現状値に比べ維持・向上 △現状値に比べ低下 –評価対象外

施策1 自然環境保全対策	
◎目標値を達成	2生活排水処理総合普及率／3水洗化普及率(下水道)／ 5水洗化普及率(農業集落排水)／6路線バスの運行系統数／ 7霞ヶ浦(西浦)のCOD
△現状値に比べ低下	1JR 石岡駅の乗車人員数
–評価対象外	4エコファーマー認定者数
施策2 自然資源の保全と活用	
◎目標値を達成	9公園里親制度加入団体数／10 新規就農(林)者数／ 11 農地利用権設定件数／13 桜つづみ維持管理
○現状値に比べ維持・向上	12 認定農業者数
△現状値に比べ低下	14 森林の間伐面積
–評価対象外	8エコファーマー認定者数
施策3 生活環境保全対策の推進	
△現状値に比べ低下	15 公害苦情受理件数
施策4 快適な生活環境の推進	
◎目標値を達成	16 生活排水処理総合普及率／17 合併支援道路整備延長／ 18 地方道路等整備延長
○現状値に比べ維持・向上	20 有収率
△現状値に比べ低下	19 狭あい道路補助実施延長
施策5 歴史的・文化的環境の保全	
◎目標値を達成	23 開発行為に伴う試掘調査／ 24 指定文化財及び登録文化財
△現状値に比べ低下	21 文化協会の会員数／22 歴史ボランティアの会会員／ 25 入込観光客数／28 都市計画法による完了検査受検率
–評価対象外	26 宿泊観光客数／27 適法な建築物の割合
施策6 パートナーシップによる環境保全活動の推進	
◎目標値を達成	29 環境学習の実施回数

施策7 循環型社会の構築	
◎目標値を達成	31 し尿の年間汲み取り量／32 資源化率
△現状値に比べ低下	30 一人当たりの年間ごみ排出量
施策8 地球環境保全対策の推進	
◎目標値を達成	36 市の施設における新エネルギーの導入件数
○現状値に比べ維持・向上	34 意識啓発活動
△現状値に比べ低下	33JR 石岡駅の乗車人員数／35 市の施設のエネルギー使用量

コラム 地球温暖化とは

石油や石炭、天然ガスを燃やして電気をつくったり、自動車や飛行機を動かしたりすると、二酸化炭素やメタンなどの“温室効果ガス”が空気中にどんどん増えていきます。この温室効果ガスが増えすぎると、太陽からの熱が宇宙に逃げずに地球の表面にどんどんたまってしまいますので地球の気温を上昇させてしまいます。この現象を地球温暖化といいます。



【出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより】